

## 2 一般的な算定方法

### (1) 原則計算（平均給与額算定書（A）欄）

平均給与額は、原則として、負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病の発生が確定した日（以下「災害発生日」という。）の属する月の前月の末日から起算して過去3月間（その期間内に職員となったものについては、その職員となった日までの間である。以下「過去3月間」という。）にその職員に対して支払われた給与の総額をその期間の総日数で除して得た額（以下「平均日額」という。）となります。

過去3月間にその職員に対して支払われた給与の総額とは、その間の勤務について職員に支払われるべき給与の意味ですから、その間の給与が遡及して改定された場合には改定後の額により、また、時間外勤務手当、特殊勤務手当等のように給与支払の実務上、勤務した月の翌月に支払われる給与は、勤務した月に支払われた給与として取り扱います。

なお、寒冷地手当は、災害発生日に寒冷地手当支給地域に在勤し、かつ、同日以前における直近の支給日に同手当を受けた場合に限り、条例等に定められた基準日から災害発生日までの間において支給を受けた額（条例等の規定による返納額がある場合には、返納額を減じた額）を365で除して得た額に平均給与額の算定の基礎となる総日数を乗じて得た額を「給与の総額」に加え（実際は寒冷地手当の1/365を平均日額に加える。）、また、特殊勤務手当のうち、漁獲手当等の名称で支給される手当の額についても特例が設けられています。

また、過去3月間の総日数とは、日曜日その他勤務を要しない日を含む暦日数のことであり、この過去3月間の途中で採用された職員については、その採用された日以降の暦日数になります。

#### ○原則計算の算定例(1)

10月24日に災害を受けた場合

|         |           |                                                                                                                               |                         |                         |                 |
|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-----------------|
| 〔図 解〕   |           | 7 月      8 月      9 月      10月24日                                                                                             |                         |                         |                 |
|         |           | 算定期間                                                                                                                          |                         |                         | × 災害発生          |
| 〔給与内訳〕  |           | 7 月 1 日から<br>7 月 31 日まで                                                                                                       | 8 月 1 日から<br>8 月 31 日まで | 9 月 1 日から<br>9 月 30 日まで | 計               |
| 総 日 数   |           | 31 日                                                                                                                          | 31 日                    | 30 日                    | 92 日 … A        |
| 勤務した日数  |           | 24 日                                                                                                                          | 25 日                    | 24 日                    | 73 日            |
| 給<br>与  | 給 料       | 253,700 円                                                                                                                     | 253,700 円               | 253,700 円               | 761,100 円       |
|         | 扶 養 手 当   | 20,500 円                                                                                                                      | 20,500 円                | 20,500 円                | 61,500 円        |
|         | 調 整 手 当   | 27,420 円                                                                                                                      | 27,420 円                | 27,420 円                | 82,260 円        |
|         | 住 居 手 当   | 7,500 円                                                                                                                       | 7,500 円                 | 7,500 円                 | 22,500 円        |
|         | 通 勤 手 当   | 10,000 円                                                                                                                      | 10,000 円                | 10,000 円                | 30,000 円        |
|         | 時間外勤務手当   | 19,160 円                                                                                                                      | 17,244 円                | 22,992 円                | 59,396 円        |
|         | 特殊勤務手当    | 円                                                                                                                             | 円                       | 円                       | 円               |
|         | 宿 日 直 手 当 | 円                                                                                                                             | 円                       | 円                       | 円               |
|         |           | 円                                                                                                                             | 円                       | 円                       | 円               |
|         | 計         | 338,280 円                                                                                                                     | 336,364 円               | 342,112 円               | 1,016,756 円 … B |
| 〔計算方法〕  |           |                                                                                                                               |                         |                         |                 |
| ◎ 平均給与額 |           | $= \frac{7, 8, 9 \text{ 月の給与総額}}{7, 8, 9 \text{ 月の総日数}} = \frac{B}{A} = \frac{1,016,756 \text{ 円}}{92} = 11,051.69 \text{ 円}$ |                         |                         |                 |

○原則計算の算定例(2)

4月1日に採用された者が、5月16日に災害を受けた場合

〔図 解〕

採用(4.1)

A horizontal timeline starting from a vertical line on the left. A bracket below the timeline spans from the start to a point labeled '5月16日' (May 16th), which is marked with an 'X'. The text '算定期間' (Calculation Period) is written below the bracket. The text '災害発生' (Disaster Occurrence) is written below the 'X'.

〔給与内訳〕

| 給 与 期 間                            |           | 4月1日から<br>4月30日まで | 計        |
|------------------------------------|-----------|-------------------|----------|
| 総 日 数                              |           | 30日               | 30日      |
| 勤 務 した 日 数                         |           | 25日               | 25日      |
| 給<br><br><br><br><br><br><br><br>与 | 給 料       | 129,800円          | 129,800円 |
|                                    | 扶 養 手 当   | 0円                | 0円       |
|                                    | 調 整 手 当   | 12,980円           | 12,980円  |
|                                    | 住 居 手 当   | 7,000円            | 7,000円   |
|                                    | 通 勤 手 当   | 12,000円           | 12,000円  |
|                                    | 時間外勤務手当   | 円                 | 円        |
|                                    | 特殊勤務手当    | 円                 | 円        |
|                                    | 宿 日 直 手 当 | 円                 | 円        |
|                                    |           | 円                 | 円        |
|                                    |           | 円                 | 円        |
| 計                                  |           | 161,780円          | 161,780円 |

〔計算方法〕

$$\textcircled{\text{C}} \quad \text{平均給与額} = \frac{4 \text{ 月の給与}}{4 \text{ 月の総日数}} = \frac{161,780 \text{ 円}}{30} = 5,392.66 \text{ 円}$$

(2) 最低保障計算（平均給与額算定書（B）欄）

この計算は、過去3月間の給与の全部又は一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合の特例的な計算方法です。

この計算の趣旨は、給与が日給、時間給又は出来高給によって計算されている場合には、実際に勤務した日数によって受ける給与の額が左右されるので、過去3月間において勤務できなかった日が多いときは、原則計算による平均給与額は著しく低くなって公正を欠くこととなる。そこで、このような場合を救済するために最低保障の規定が設けられているものです。

過去3月間において、給与の全部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合には、その期間中に支払われた給与の総額をその勤務した日数で除して得た額の60%を最低保障額とし、給与の一部が、勤務した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制によって定められている場合には、その部分の給与の総額について前記の方法により計算した額と、その他の部分の給与の総額をその期間の総日数で除して得た額との合算額を最低保障額とし、これらの額が(1)の原則計算によって得た額より高額の場合には、これらの額が平均給与額となります。

この場合、勤務した日数には、過去3月間において現実に勤務した日だけではなく、有給休暇、職専免のように勤務はしないが、勤務した場合と同様に給与が支払われる日も含まれます。また、土曜日も1日として計算します。